

随意契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、生駒市財務部契約検査課において、契約の事前準備に際し、他に履行可能な者がいないとして、特定の者を随意契約の相手方に選定しようとする場合において、公募により当該随意契約への参加希望者の有無を確認することにより、手続の透明性を確保ために行う手続（以下「公募手続」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（公募手続の概要）

- 第2条 公募手続は、公示を行い、応募者があった場合、財務部契約検査課において、応募者が請負契約等の履行に必要な要件（以下「公募要件」という。）を満たす者であるかその適格性を審査する。
- 2 前項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいる場合は、特定の者にこの応募者を加え、競争入札又はその他の競争手続（以下「競争入札等」という。）に付すものとする。
- 3 第1項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいない場合又は応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の締結を行うものとする。

（公募手続の対象とする契約）

第3条 本要領の対象とする契約は、生駒市財務部契約検査課が発注する事業であって、その事業が他に履行可能な者がいないとして、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により特定の者と契約を締結しようとするもののうち、公募により当該随意契約の参加希望者の有無を確認する必要があると認めるものとし、当該契約を対象に公募手続を実施するものとする。

（公募）

第4条 公募は、次に掲げる事項の公示により行う。

- （1）公募の趣旨
- （2）請負契約等の概要
- （3）参加資格
- （4）公募要件
- （5）手続等
- （6）問い合わせ先
- （7）その他必要と認める事項

2 前項の公示は、市ホームページへの掲載により行うものとする。

（参加意思確認書の提出）

第5条 公募手続においては、前条第1項第2号に規定する請負契約等への参加意思及び当該請負契約等に必要な要件を満たすことを確認する書類（以下「参加意思確認書」という。）の提出を求めるも

のとする。

- 2 参加意思確認書の提出期間は、前条の公示の日の翌日から起算して 15 日間（閉庁日を除く。）とする。

（参加資格）

第 6 条 参加意思確認書を提出する者（以下、「提出者」という。）は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）生駒市から入札参加停止措置等を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった競争入札等の手続期間において、入札参加停止措置等を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

（参加意思確認書の審査）

第 7 条 参加意思確認書が提出された場合、財務部契約検査課は、提出者が、第 4 条第 1 項第 2 号に規定する請負契約等の履行が可能であるかどうかについて、審査するものとする。

- 2 財務部契約検査課は、審査において必要があるときは、ヒアリングを行うものとする。

（審査結果の通知及び公表）

第 8 条 市長は、提出者に対し、前条第 1 項の審査結果を、書面で通知するものとする。

- 2 前項の審査の結果を、公募要件を満たすと認められない者に対し通知する場合には、公募要件を満たすと認められないと判断した理由を付すものとする。
- 3 第 1 項の通知は、参加意思確認書の提出期限の翌日から起算して 7 日（閉庁日を除く。）以内に行うよう努めなければならない。
- 4 審査の結果は、市ホームページに公表する。

（公募要件を満たさないとされた理由の説明）

第 9 条 第 7 条第 1 項の審査の結果、公募要件を満たさないとされた者は、前条第 1 項の通知をした日の翌日から起算して 7 日以内に、市長に対して、書面により、公募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

（公募要件を満たすと認められる者がいる場合の取扱い）

第 10 条 公募要件を満たすと認められる者がいる場合、競争入札等の手続に移行するものとする。

（公募要件を満たすと認められる者がいない場合の取扱い）

第 11 条 次のいずれかに該当する場合は、特定の者との随意契約の手続に移行するものとする。

- （1）提出期限までに、提出者がいない場合
- （2）審査の結果、公募要件を満たすと認められる者がいない場合

(3) 公募要件を満たすと認められる者すべてが、競争入札等の手続開始前に辞退した場合

(雑則)

第12条 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- 2 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- 3 提出された参加意思確認書は、審査以外の用途のために、提出者に無断で使用しない。
- 4 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- 5 提出者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第13条 この要領の施行について必要な事項は、別途定める。

附則

- 1 この要領は、令和6年5月30日から施行する。